

家具転倒防止器具の 取り付けを 行っています

阪神・淡路大震災では、住宅に被害がない場合でも、多くの家庭で家具や家電製品が遠くへ飛んだり、倒れたりといった日常では考えられない現象が確認されました。また、家具類の転倒や落下、割れた食器類などが原因でケガをされた方も多くみえます。

このことから、私たちが最も手軽にできる有効な家の中の安全な地震対策は、家具の転倒・落下を防ぐことです。市では、今年度も家具転倒防止器具の取り付けを行っていますので、ぜひ活用してください。

対象

- ・ おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者
- ・ おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、家族（同居）に各手帳の交付を受けていない18歳以上65歳未満の方がいない世帯

申請方法

- ・ 市役所3階生活安全グループまたは、いきいき広場窓口で申請

してください。

利用可能回数 年1回

※1回あたりの作業時間 2時間以内

費用

取付費用は無料、材料費のみの負担（器具1組500円程度）

申請に必要なもの

家具転倒防止器具取付申請書
家具転倒防止器具取付けに係る
借家などの場合は賃貸人の承諾書
印鑑

問合せ先

市役所生活安全グループ
☎52-11111（内線322）
いきいき広場内地域福祉グループ
☎52-9871



児童扶養手当 特別児童扶養手当 遺児手当 受給者の皆さんは 現況届の提出を

児童扶養手当・特別児童扶養手当・遺児手当を受給している方は、現況届を提出してください。

これは、受給者の受給資格と所得状況を確認し、引き続き手当が受けられるかどうかを決定するものです。現況届などの用紙は、地域福祉グループから受給者の皆さんへ郵送しています。

届かない場合は連絡してください。

提出期間

8月10日（木）～25日（金） 午前9時～午後7時

※土・日曜日は午前9時から午後5時まで

提出書類

- ・ 児童扶養手当受給者：現況届、手当証書、必要書類（養育費に関する調書など）
- ・ 特別児童扶養手当受給者：所得状況届、手当証書
- ・ 遺児手当受給者：所得状況届

提出場所・問合せ先

いきいき広場内地域福祉グループ
☎52-9871

国民健康保険加入者で 障害者自立支援法の 精神通院医療を 受けている方へ

9月1日（金）から国民健康保険証が更新されることに伴い、障害者自立支援法の精神通院医療を受けている方は、新たに「精神障害者医療費受給者証」の交付申請が必要です。

9月以降に医療機関で受診する際には精神障害者医療費受給者証を提示してください。提示されないと一部自己負担金をお支払いしていただくこととなりますので注意してください。

申請期間

8月28日（月）～9月15日（金）

申請場所

市役所市民窓口グループ（1階2番の窓口）

持ち物

国民健康保険証、自立支援医療受給者証（精神通院）印鑑

問合せ先

市役所市民窓口グループ
☎52-11111（内線227・217）